

穀物法撤廃の政治過程

東田雅博

はじめに

最近の書誌学的研究で G. R. Elton は、穀物法は「政治と経済の諸問題がほとんど解きがたいほどに絡みあっている」テーマであるという^①。更に、穀物法撤廃には、従来、(一)アイルランド飢饉、(二)綿業資本（反穀物法同盟）の圧力、(三)コブデンによる説得、(四)地主階級による体制維持のためのマナーバー、(五)ハイ・ファージングによるランデイド・クラススの地位の永久化、(六)財政構造の合理化、(七)政策の実務的実践^②、等々、実に多種多様な説明が与えられてきた。しかし、これらの説明には(一)と(四)のように、相矛盾するものが含まれており、更に、いずれも決定的説明とはいえない。この矛盾は、分析視角上の差異によるところが大きい。同一の歴史事象を対象とする以上は、そうした差異があるというだけで終ってはいならないだろう。困難ではあっても、やはりこの絡みあった諸問題を解きほぐすことなしには、撤廃の説得的な歴史的理由は与えられないであろう。問題は、これらの説明が穀物法撤廃にどう関連しあっていたのかを明らかにし、更にこの矛盾の内実を説明することにある。

このために、一八四六年の穀物法撤廃に至る全政治過程の再検討が必要なのである。本稿は、以下の四点をめぐって、その政治過程 political process を明らかにしようとするものである。

(一) 穀物法の存否をめぐる闘争は、農工の産業部門間の闘争を背景とし、地主とブルジョアの権力闘争を含みながらも、表面的には地主間で体制維持の方法をめぐって争われたものであったこと。

(二) 穀物法撤廃は英国の工業部門の発展のために必然的に要請されたものであり、ピールは明白にこのことを認識しており、まずこの要請に応じて撤廃がなされたこと。

(三) しかし、このことと地主階級の支配体制の維持とは何ら矛盾するものではなく、ピールは工業部門の要請に応える方向において地主階級の支配体制の維持を企図したこと。

(四) 地主階級の支配体制の維持と工業部門の増大が同時に矛盾なく満足させられるものであった根拠を示すこと。

註① G. R. Elton, *Modern Historians on British History 1485-1945: a critical bibliography 1945-1969*, 1970, p. 136.

② 英国の一般の歴史書には、なおピールはアイルランドを救済

するために撤廃を行ったと書かれているという。B. Kemp, "Reflections on the Repeal of the Corn Laws", *Victorian Studies*, V, 1962, p. 197.

③ 吉岡昭彦編著『イギリス資本主義の確立』一九六八年、四〇六頁。また、かつて撤廃が、こういう文脈の中で「ブルジョアの政治的勝利とも結びつけられていたことも周知のとおりである。飯沼二郎『地主主政の構造』一九六四年、二二、二五四頁。

④ D. G. Barns, *A History of the English Corn Laws, 1660-1846*, 1931, pp. 263, 266 et 269.

⑤ これが最近の欧米諸研究の一般的理解である。欧米諸研究の一般的動向は次の論文で簡潔に整理されている。W. O. Aydelote, "The Country Gentlemen and the Repeal of the Corn Laws", *Eng. H. R.* LXXXII, 1967, p. 50. 村岡健次氏の論文（「イギリス自由主義の発達」『世界歴史』第十九巻、一九七一年）は、撤廃を地主対ブルジョアの階級闘争において後者が勝利したものであると評価したかゝるの通説を批判するために、撤廃のこうした一面を強調している。

⑥ D. C. Moore, "The Corn Laws and High Farming", *Eco. H. R.*, XVIII, 1965, p. 561.

⑦ N. Gordon, "Britain and the Zollverein in Iron Duties, 1842-45", *Eco. H. R.*, XXII, 1969 は「穀物法の撤廃はトリー

ー政府が一八四一年に政権に着いた時の少くとも一部の約束に

基づいた立法的プログラム、つまり国の複雑な財政構造の合理化の不可欠な一部であったという事実」(p. 87)に注目すべきだとする。

⑧ P. Deane, *The First Industrial Revolution*, 1965, p. 196. (石井・宮川共訳『イギリス産業革命分析』一九七三年、二二六頁。)

⑨ ここでのいう政治過程とは経済過程に対するのではなく、ある政策が立法化されるまでの全プロセスのことである。

1. 反穀物法運動

1. その背景

十九世紀前半の英国は農業国から工業国へと変形しつつあり、その結果として様々な問題が生じていた。穀物法撤廃はこのような問題の中の最も重要なものの一つであった。例えば、P・ディーンは「全面的な自由貿易への決定的な一歩、工業化以前の過去との最も重要な分岐点は一八四六年の穀物法撤廃であった」という。反穀物法運動の直接的契機は、次にみるように不況の影響、穀物価格の高騰、政治的戦略などであるが、その背後に一貫して存在したのが工業立国化の問題であった。それは、いうならば「世界の工場」に相応しい経済政策—自由貿易を政府に要求し、工業立国体制を公認・完成させようとする運動であったといえる。

2. 反穀物法同盟

さて、四一年の総選挙で大勝利を得て保守党のピールが政権に着き、翌年、所得税の導入、諸関税の軽減、穀物法の改正よりなる予算案を上程した。三月三十一日、彼はこれを次のように説明した。政府は近年莫大な赤字を抱えており財政再建が急務なのだが、増税の試みは先の大蔵大臣ベアリング F. T. Baring の例の如くあまり成功を期待しえない。では減税とはいえば、確かに最終的には増収をもたらずがそれには一定の時間を要するので、減税のみに依存することもできない。そこで、所得税の再導入は是非とも必要である。

「歳入における不足を埋めるためのみではなく、……商業の回復の期待を与えるような大商業改革「関税改革」と、この国の他のすべてにインタレストに反作用を起させるような製造業インタレストにおける一つの改善を提案することを可能にする」ためにもである。こうして、所得税の再導入によって歳入における赤字を補充するのみではなく、積極的に商工業振興政策を展開し、更にこのことによって歳入の増加を期待したのである。

所得税の再導入はピールの独自性を主張しうるもので、上述の四〇年委員会のリポートとの決定的相異であるが、それ以外のこの提案の基本線はリポートのそれに沿うものであったといえよう。ともあれ、ピールの関税改革は前年のウィッグの提案したものよりもはるかに大規模で総括的であったし、新穀物法は二八年法より大副にその保護率を低下せしめたものであったので、彼の予算案は各方面(タイムズ紙、ウィッグ系の歴史家マコーレイ T. B. Macaulay 等)から好評を博し、更に同盟の支持者の間でも強力な支持を得た。こ

れが自由貿易の前進という点で大いに評価されるべきものであることはいうまでもない。W. Page はこれを「自由貿易の原理の最初の大きな勝利」と評した。^⑤

自由貿易の原理そのものについては、この年にすでに勝利したとさえいえる。この年の五月、ピールは議会で「自由貿易の一般の原理について今や大きな意見の差異はなく、すべての人は我々は最も安い市場で買い、最も高い市場で売るべきだ」という一般のルールに同意すると私は信じる」と公言していたからである。ただし、穀物法と砂糖関税については「一般的ルールに対する例外」とした。^⑥

この例外たる穀物法であるが、ピールは、前年の八月には「もし私が穀物法の変更がこれらの不況の効果的な対策であると確信できれば、私は真先にその方向にふみ出すであろう」と述べ、その撤廃も辞さないことを言明していた。もちろん、四二年には穀物法を擁護したのだが、それは穀物法が不況の原因ではないということ、食料の供給をできるだけ国内農業に依存することが望ましいという論拠によるものであって、要するに穀物法にしても断固維持するという強い姿勢はなく、個人的には近い将来における撤廃の可能性をほめかしていた。^⑦

「私は四年間の運動の末に強力な世論の支持を得ている。そして、今、自由貿易党 Free Trade party はいままでのいかなる時よりも急速に優勢になりつつある。ウィッグ貴族は我々の陣営に加わらざるを得なくなるだろう。何故なら、ピールがジョン卿(ラッセル)の位置を占めるのであろうし、もしジョンが我々の原理に歩み寄り

なければ、彼は彼のライバルによって倒されるであろうから。我々の主張の勝利はまちがいない。それは時間の問題である。これは、四二年末、同盟が前年の総選挙での保守党の大勝利以来落ち込んでいた危機的状况からようやく回復しつつあった頃、コンデンからスイスの友人に宛てた手紙の一節である。上述のような自由貿易の前進によって生じた状況をまずは正確に把握したものと見えよう。確かに、彼らの勝利は不動のものになりつつあった。もっとも、それにより積極的に動いたのはラッセルではなくピールの方であり、このことがすべて同盟の思いどおりに事が運んだことを意味するのではなかったのだが。このことは行論の中で明らかにされた。^⑧

註① P. Deane, op. cit., p. 188. W. W. ロストロウも同様の見方をしている。木村健康他訳『経済成長の諸段階』一九六一年、八三頁。

② 本節は、主として N. McCord, *The Anti-Corn Law League*, 1958. に依っている。

③ 詳細は A. Prentice, *History of the Anti-Corn-Law League*, 2nd ed., Vol. I, pp. 101-102. を参照。

④ 具体的には D. G. Barns, op. cit., p. 242. を参照。

⑤ コンデンの二八四五年三月の演説の途中で、ピールが一関係に「あなたがこれに答えなければならぬ。私は答えることができないから」と言ったとき、コンデンは答えた。J. Morley, *The Life of Richard Cobden*, 1905, p. 318. 撤廃の重要な要因としてコンデンのピールへの個人的影響を強調する

D. G. Barns の解釈は、主としてこうした点にその根拠があるのだが、撤廃は、行論の中で明らかにされようが、むしろピールの独自性を主張しうるものであった。

⑥ McCord はこの穀物法をめぐる闘争を、経済的なものより、むしろ争われて政治的なもの、権力闘争としてみているが、こうした見解は闘争の現実的基盤を軽視する一面的なものといえるであろう。

⑦ 一八三六～四二年はきわめて深刻な不況期で、明らかに新たな市場を必要とした。cf. S. G. Checkland, *The Rise of Industrial Society in England, 1815-1835*, 1965, pp. 17-19.

⑧ 特にランカシャー綿業資本は撤廃に対する明白な政策的志向をめぐらした。吉岡「前掲書」二一九～二三五頁。また、次を参照。J. H. Clapham, *An Economic History of Modern Britain*, 2nd ed., Vol. I, 1967, p. 479.

⑨ cf. F. M. L. Thompson, "Land and Politics in England in the Nineteenth Century", *Transactions of the Royal Historical Society*, 1965, pp. 36-37.

⑩ L. Brown, "The Board of Trade and the Tariff Problem, 1840-2", *Eng. H. R.*, LXVIII, 1953, pp. 400-402, 405-406.

⑪ D. M. Young & W. D. Handcock (ed), *English Historical Documents*, XII (1), 1956, pp. 418-412. [引く E. H. D.]

⑫ L. Brown, op. cit., p. 415.

⑬ N. McCord, op. cit., p. 92.

- ⑲ N. Gash, *Reaction and Reconstruction in English Politics, 1832-1852*, 1965, p. 146.
- ⑳ ハッマンの敗北の理由については、次を参照。N. McCord, op. cit., p. 94; N. Gash, op. cit., p. 186.
- ㉑ E. H. D., XII (1), Sir Robert Peel's Budget Speech, pp. 423-429.
- ㉒ この委員会のリポートを読んだら、ゴールの有名な手紙は「一八四一年付けにならざるが、これは明らかに誤りである。本年は四〇年十二月付けのものである。四一年六月頃にはゴールはそのリポートで精通してゐた。ゴールのゴールのゴールはその内容を無批判に受容したことを意味する。N. Gash, *Sir Robert Peel: The Life of Sir Robert Peel after 1830*, 1972, pp. 304-305.
- ㉓ この詳細は次を参照。E. H. D., XII (1), pp. 430-434.
- ㉔ 具体的内容は次を参照。The *Speeches of the late Rt. Hon. Sir Robert Peel, delivered in the House of Commons*, reprint, 1972, [C1-Speeches], Vol. III, pp. 822-838.
- ㉕ N. McCord, op. cit., pp. 119-120. 「ゴール」同盟自体はゴールを支持しなかつた。
- ㉖ W. Page, *Commerce and Industry*, reprint, 1968, p. 141.
- ㉗ *Speeches*, III, p. 76.
- ㉘ *ibid.*, III, p. 718.
- ㉙ *ibid.*, pp. 822-838. (9 Feb. 1842)

を「中産階級に魅力的なプログラムを提供する政治的利点をもつもの」としても使いえたということである。

ピールは、四一年の彼の諸提案が議会で可決成立した後「トリーのイデオログとして知られていたクローカー J. W. Croker に次のように書き送った。「困難は我々が譲歩、つまり禁止と保護の軽減において行過ぎだということではなく、十分に進んだということを証明することであろうと私は確信する。この国の衰退しつつある商工業を永久に回復させるために何か効果的なことがなされねばならない。」

この国の社会状態、製造業に従事する大衆の集会、我々の負債の量、この四年間の救済税の急激な増加をごらん下さい。そして、我々が製造業において後退しうるかどうか判断して下さい。……もしあなたが新しい社会を構築しなければならぬとしたら、あなたは道徳的社会的理由から綿業の工場よりも穀物畑を、国民が製造業に従事するよりも農業に従事する方を好むでしょう。しかし、我々の運命は定まっています。我々はそれを変えることはできない。我々は退却しえないのです。関税「の改革」は、それが進んでいる方向において半分も進んでいない。①「同盟は我々が財政と商業の諸法案を通すや否や、我々を威してその法の更なる変更を行なわせようと、この会期の末に必死の努力をすることを決定した。」

我々はこの国を安く住める国にしなければならぬ。こうして、諸党派をしてここにどまらせ身を落かせなければならぬ。②「要するに、国家の経済的基盤は農業ではなく、商工業にあり、従

- ⑳ この頃以前のピールの穀物法への態度であるが、一八三四年の Croker への手紙で「政治経済学の最も進んだ諸原理の上では、原則として外国穀物「の輸入」への諸制限には何の反対もなし」と述べた。L. J. Jennings (ed), *The Croker Papers*, reprint, 1972, Vol. II, p. 223.
- ㉑ ゴールは「グラットモートンに「将来において彼は原則上穀物法を防御できるかどうか疑問に思つてゐる」と述べていた。R. Stewart, *The Politics of Protection: Lord Derby and the Protectionist Party 1841-1852*, 1971, p. 15.
- ㉒ N. McCord, op. cit., p. 136.

二、地主階級の対応

前章において、反穀物法運動の推進母体であった同盟の活動と自由貿易論者の側からの自由貿易の前進をみた。ここでは、そうした運動に対応しながら実際に政策を遂行してつづいた政治的支配階級としての地主階級の意図の問題となる。

四一年のウァッジの予算案は自由貿易に大きく一歩ふみ出したものと評価されたのだが、これはまた、赤字財政再建の緊急性、ウァッジ内の自由貿易への対応の姿勢、政治的戦略という観点からも考察されねばならない。つまり、これは赤字財政再建の必要からまずなされたものであって、この意味では自由貿易の原理自体は第二義的なものであった。ところが、他方ウァッジ内には、ミルトン卿 Ld. Milton の例のように、自由貿易を受け入れる基盤もあり、これ

って国家はその繁栄のための「効果的」な手段としての関税の軽減を更に一層おし進めねばならず、またこうしてこの国を「安く住める国」にしておくことが体制の安全にもなるということである。かくの如き時代認識が全面的に展開されるには四六年まで待たねばならなかったが、これがこの年にすでに存在していたことに注目しなければならぬ。自由貿易の前進という点から高く評価されたピールのこの年の諸提案は、このような時代認識の下で行なわれたのである。

ピールの穀物法についての公的私的考え方の基本は四五年末まで変らない。つまり、私的には撤廃を暗示しながら、公的にはそれが不況の原因であることを否定することによってその存在を擁護していた。この間、彼の時代認識に基づく諸政策が遂行されるのだが、これは次章でみることにして、次に、ピールが撤廃を決意し、内閣でそれに対する一応の同意が得られ、ピール派の中核が形成されることになる、四五年末から四六年始めにかけての「危機」の時期を、ピールの「回顧録」によってみておこう。

この「危機」は九月の中頃から伝わってきたアイルランドでの不作の情報で始まった。ピールは、次第に悪化するアイルランドの状態に対して穀物法の一時停止を提案したが、撤廃の正しさと必要性をすでに確信していたので、更に最終的な撤廃という目的で一時停止後の穀物法の変更について考察することをも提案した。この閣議提案に対して、最初から賛成したのはアブデイン卿 Ld. Aberdeen、グレイナム Graham、ハーバート S. Herbert のみで、他の

閣僚達の反応は、例えば次のようであった。リボン卿 Ld. Ripon は、穀物法が「認め得ないもので、かつ非実察的なものであるとして直ちに放棄されるべきだとは考えられない」とし、もしそれに變更が加えられるのであれば、その「等価物」を農業に与えるのが望ましい旨ピールに伝えた。ウェリントン公は「穀物法の維持が……全社会の有益さにとって不可欠」と考えるが、「良い政府が穀物法」よりも重要なので、ピールが政府の維持のために必要と考えるのならその提案を支持すると伝えた。グールバーン H. Goulburn は、撤廃は保守党を解体させ、「無制限の民主主義の最終的勝利」を招くことになるという恐れを表明した。これは十一月末の状態であるが、要するに彼らはピール提案の必要性を理解しえず、それを支持するには何らかの条件、あるいは他の政治的考察による正当化を必要としたのである。しかし、ともかくこのピール提案は、スタンレー卿 Ld. Stanley とバックルリー公 D. of Buccleuch 以外の全閣僚の支持を得たのであるが、ピールはこれらの支持が上述のように必ずしも彼の提案を理解した上でのものでなく、二名の不賛成があったこともあり、十二月五日辞職を決定した。ところが、ラッセルも閣内のピール反対派ニスタンレーも共に組閣しえなかったため、十二月二十日ピールは以前よりもその立場を強めて政権に返咲き、スタンレー以外の全閣僚もピール内閣に復帰し、ここに穀物法撤廃へのピール派の態度は一応整うことになった。この間の事情をピールは次のように説明している。「十二月六日の政府の辞職以来急速かつ連続的に起った重要な諸事件は、その辞職以前に内閣において論

人々がその中核となっていた。陣笠議員を中心としていた保護貿易派と非常に異なる点である。cf. J. B. Conacher, "Peel and the Pealties, 1846-1850", Eng. H. R., LXXIII, 1958, pp. 431-432.

⑧ これが何故に消えたのか「回顧録」では明確に述べていないが、Ellenborough への十二月五日の手紙では「保障の成功の不確かさの故もあり、その考えを放棄したと述べている。W. E. Jones & A. E. Erickson, *The Pealties, 1846-1857*, 1972, p. 24. B. Kemp は「それが時と場合に不当なものになったこと」とトウモロコシの自由輸入によって代置されたことを指摘している。(op. cit., p. 196.) これ以外に、ピールの四六年の法案では、撤廃は三年後だが、その間残されることになっていた穀物法の保護率は現行法よりずっと低いものであったこと、更に彼の目的は何よりも撤廃そのものにあったことがあげられよう。

三、反同盟と保護貿易派の出現

ここでは、同盟の活動とピールによる諸政策の遂行とに対する反動勢力の出現をみていく。

一八四三年十一月、ロンドンでの肉の品評会に国中から集った農業者がリッチモンド公 D. of Richmond の参加を得て農業保護諸協会 A.P.S. のネットワークを結成した。これが反同盟 Anti-League である。これは、同盟の農村へのキャンペーン、四二年の穀物法改

穀物法撤廃の政治過程(東田)

議された問題に新しい性格を与え、一定の早い時期におけるその絶対的な撤廃を含む穀物法についての問題に関する一法案を直ちに提案する以外にはどんな慎重かつ安全な提案も残さないようにみえた。

私はこのような目的のための法案の詳細を内閣に提示した。その法案は、農業改良への奨励、土地に不当に負わされているいくつかの諸負担からの救済のための付随的法案と共に、「私の仲間達の原則的同意を得た」。こうして、最終的には穀物法の一時停止という案は消え、絶対的撤廃案が登場し、これをめぐって議会で論戦が戦わされることになるのである。

註① N. Gash, *Reaction and Reconstruction*, pp. 177-179.

② ミルトン卿 (E. of Fitzwilliam) は「体制維持という観点から、早くから穀物法を批判しており、一八四一年までに上院で数十人の支持者を得ていた。D. Spring, "Earl Fitzwilliam and the Corn Laws", *The American Historical Review*, LIX, 1953.

③ L. Brown, op. cit., p. 416; cf. N. Gash, op. cit., Appendix A (b).

④ *Croker Papers*, III, pp. 380-381 (27 Jul. 1842).

⑤ *ibid.*, p. 383. (3 Aug. 1842).

⑥ 以下の部分に *Memoirs by the Rt. Hon. Sir Robert Peel*, Vol. II, 1857, pp. 97-260 に依る。

⑦ 反対していたバックルリー公は自説を留保しつつ内閣に復帰した。また、ピール派は、閣僚経験者を多数擁しており、この

正と牛の輸入解禁、翌年のカナダ穀物法の成立という一般的状況への農業者の巻き返しであった。四二年の諸提案にはいくつかの州で農業者により警告が発せられていたし、また地主はこの頃から同盟を激しく攻撃するパンフレットを出版し始めていたのである。四四年初期には、首都農業保護協会に結集していた議員と農業保護諸協会が結びつき、反同盟の中央組織たる中央農業保護協会 C. A. P. S. がリッチモンド公を議長として結成された。その委員会は同数の議員とフーマーよりなり、その組織は次の議決案により運営されることになっていた。「一、一つの協会が憲政的な諸手段によって英国

農業への保護を維持するために結成される。二、……省略。三、協会は、印刷物を使って非難に反駁し、この保護に反対する人々の諸声明に含まれている矛盾を指摘するだろう。四、政党政治はこの協会の手続きに導入されないであろう。そして、協会は決して議会のメンバー選出のためのいかなる選挙にも干渉しないであろう。要するに、同盟等の穀物法への攻撃に反駁し、それを維持することがその目的なのだが、地主が農業者の組織を反憲政的とみなし、また一般的に保守党員でもあった地方の地主は反政府的になる可能性のある組織への参加をためらったので、この組織が反憲政的ではなくかつ非政治的なものであることを強調したのである。その活動により、反同盟は一定の成果(ある人数の議員に農業保護のこれ以上の減少に反対することを約束させ、組織も相当な資金を集めた広範なものになった)をあげつつ、時代の進行とともに明白になってきた状況の悪化(ラッセルの改宗、撤廃は不可避というタイムズ紙の報

道等）の中で、次第に一つの強力な政治勢力としての姿を顕在化させていく。ティレル S. J. Thiel（保守党議員）のエセックス協会が先陣を切り四五年末に大集会を開き、翌年の一月頃にはフアーマーと地方の地主が選挙で議員に影響を与えうるすべての農業地域において広範な出席者を集めた集会が開かれ、ここにおいて反同盟はその選挙への不介入という決議を放棄し、「この国の農業とランド・イド・インタレストの友である」とよく知られており、国内産業への現行の保護の量を減らすことを意図するいかなる法案にも断固反対する」人々のみを議会に選出するという決議を行うに至った。そして、一月十二日の中央協会の集会以政治介入禁止の原則は公式に放棄された。かくて、ここに反同盟は農業インタレストを代表する強力な圧力団体となったのである。

さて、ここで保護貿易派 Protectionist party の結成をもたらした保守党議員の側の事情をみておかねばならない。四二年のピールの諸提案は比較的簡単に上下両院を通過したが、必ずしも安定した支持を得たものではなかった。牛の輸入解禁には八〇人の保守党員が反対しており、これとカナダ穀物法の両方、もしくはいずれかに反対した議員が保護貿易派の中核を形成することになるし、またピール自身そのことを知っていた。彼は、四二年十月「私は『我々の多くの過激な友人達はこの前の会期の諸法案に不満である』ことを容易に信じられる」とアーバズノット C. Arbuthnot に書っていた。四一年の九月にピールは政権に着いたが、これ以後保守党は次第に分裂していく。それはピールの党指導上の強引き、あるいは陣笠議

員に対する傲慢さにも部分的にはよったが、基本的には政策上の不一致によるものであった。つまり、ピールの諸政策のいくつかは、保守党の、後に保護貿易派に集結することになるような人々を次第にピールから遠ざけていったのであるが、このことがその諸政策の実行において表わされることがあった彼の傲慢さによって助長されたのである。そして、分裂は、彼の最初の大事な事、四二年の諸提案においてすでに始まっていたわけである。

こうした内部分裂が法案の議決で政府を敗北させるという事態にまで至らしめたのが四四年の工場法と砂糖関税の問題である。この年二月、政府が十二時間労働法案を提出したのに対し、人道主義的改良家アシュリー卿が十時間の修正案を出し、これが九〇人の保守党員の支持を得て通過してしまった。この問題で、マンチェスターは十時間法案が国際競争力の弱体化を招くとしてそれに反対し、ピールも同じ理由で反対したのに対し、九〇人の保守党員はその通過によって彼らの都市のライバル同盟に打撃を与えることを期待し十時間法案に賛成したのである。これは、ピールの辞職という恐喝によって下院が先の決定を撤回し、十二時間法案を受け入れることで結着がついた。ところが同年六月、砂糖関税の改正問題で再び同じ事態が生じた。政府は、この時、植民地インタレスト (West Indies) への配慮を行ないつつも、四二年にはその適用の例外とした砂糖関税を自由貿易の方向で改革しようとしたのだが、これに一部の保守党員がそれによって帝国特惠 imperial preference が弱められ、帝国を弱体化することを恐れ反対したのである。

この時も、結局最後には政府案が受け入れられるのだが、保守党内の分裂はもはや誰の目にも明らかであった。例えば、リベラルの新聞 Morning Chronicle は、この砂糖関税の採決の二日後、「その大臣 (ピール) の意見と彼を党首とする党の意見ほど広く離れた両極はない」と記し、トリー系の Morning Post は「同年末、「地主は彼らの選んだ大臣と手を切りたくはない。しかし、それ以外の方法は長くは残されないであろう。大臣は遠くない日に彼らと手を切るであろう。日一日とフアーマーの選んだ大臣は自由貿易論者の方へ近づいていく。まもなく地主は同盟の原理を採用するか、新しい指導者を探すか、いずれかの二者択一をせまられるであろう」と観察していた。そして、ピール自身、保守党の反乱にショックを受け、かなり自信をなくしているようであった。

翌四五年には、ピール内閣は、撤廃までの最大の危機、メイヌース問題 (アイルランドのローマ・カトリックの学校への補助金を増額・永久化するという提案) に直面した。この問題の第三読会での採決で、政府案が成立したものの保守党の反対が賛成を上まわるという事態が生じたのである。ピールの意図は、毎年の「痛ましい論争」をなくすことにあったのだが、結局この問題は保守党内のプロテスタントの党派をピールから永久に遠ざけることになった。

以上のように、保守党の分裂はすでに四六年以前において明らかになっており、四六年における保護貿易派の議会での出現の下地はできあがっていた。これを具体的に示せば次の如くである。保護貿易派の中核が、四二年の牛の輸入解禁とカナダ穀物法のいずれか、

もしくは両方に反対した約七〇人の保守党議員であることはすでに述べた。四四年の工場法案に反対した九〇人のうち、四五人がメイヌース問題で反対し、撤廃には六二人が反対した。更に、メイヌース問題で反対した一四六人のうち一一一人が撤廃に反対した。このように、四六年の撤廃と本章でとりあげた諸法案での政府への反対とは密接な関連性をもっていたのである。

こうした状態の保守党に一大政治勢力としての反同盟の圧力がかけられたのである。彼らは、四六年一月〜二月にかけての補選でノッチンガム州でリンカーン伯 Earl Lincoln を敵に廻して無名の保護貿易主義者を当選させたのを始め、八議席中六議席を獲得していた。このような力量をもった彼らの圧力が強力であったことは想像に難くない。彼らは、地方協会を通じて、態度未定のそれぞれの地区の選出議員に一月二七日のピール提案に反対するか、それとも議席を放棄するかを二者択一を迫った。実際に五人の議席放棄者が出るという状況の中で、結局農業地域選出のほとんどすべての議員が撤廃に反対することになった。それ故に、もし反同盟が存在していなかったら、保護貿易派の結成は不可能であり、従って議会で長い論争もなかったかもしれない。がしかし、もちろん、議会内ですでにみた政策上の対立があればこそ反同盟の圧力がこれほどの効果をもちえたというべきであろう。

要するに、保護貿易派は、一方における反同盟の圧力、他方における政策上の対立の中で形成されていた反ピール派をその基盤として結成されたといえよう。更にいえば、彼らは、農工の産業部門間

の闘争、圧力団体としての同盟と反同盟との登場に直面して、体制維持の方法としてそれぞれの時代認識をよみて農業の方を選択したのだといえる。それはいかなる時代認識であったのか、ピール派のそれと共に、次章でみることにする。

- 註① 以下、反同盟をいって、主として次の論文に依る。M. Lawson-Tancred, "The Anti-League and the Corn Law Crisis of 1846", *Historical Journal*, III, 1960.
- ② 同盟の農林へのキャンペーンは反抗を引き起しただけで失敗は終った。N. McCord, op. cit., pp. 143-147.
- ③ cf. R. Stewart, op. cit., pp. 11-12.
- ④ この表現は、Almack, *Character, Motives and Proceedings of the Anti-Corn Law Leaguers*, 1843, p. 43.
- ⑤ R. Stewart, op. cit., p. 12; Lawson-Tancred, op. cit., p. 166.
- ⑥ Parker (ed), *Sir Robert Peel, From His Private Papers*, 1899, [Parker, Peel], Vol. II, p. 522.
- ⑦ 四六年の保守党の解体をそれ以前にたゞとて考え、その今日、通説は、cf. N. Gash, *Reaction and Reconstruction*; G. I. T. Machin, "The Maynooth Grant, the Dissenters and Disestablishment, 1845-1847", *Eng. H. R.*, LXXXII, 1967; R. Stewart, op. cit. 本稿の立場は、p. 52.
- ⑧ R. Stewart (op. cit., p. 17) は、この傲慢さを強調する。この点に、その点があつたことは確かである。それは、彼が自分

⑨ *ibid.*

⑩ Lawson-Tancred の論文はこうした議会外の農業的感情の強さを強調したものである。

⑪ この結成は一月二八日の中央協会が招集した集会において決定された。この間の経緯は、B. Disraeli, *Lord George Bentinck: A Political Biography*, reprint, 1969, pp. 77-81. 参照。

四、一八四六年議会

これまで穀物法の存否をめぐる議会内外の闘争をみてきたが、ここで、そうした前史を反映しつつこの問題に一応の決着がつけられる総決算の場、議会でこの論争を「農業と英国産業の保護のための協会」の発行になる二巻本の資料集(以下、引用は、人名、巻号、頁、日付の順で文中に示す)によりながらみていく。それは、一月二七日、ピールの穀物法撤廃の提案より始まった。ウィッグ、急進派も、当然この論争に参加したが、前者はこの時すでにラッセルのエディンバラ・レターに表明されたように撤廃支持の態度を決定しており、また野党の故に直接責任を持たねばならない立場になかったし、後者はコブデン、ライトらの雄弁家を擁してはいたが全く少数派であったので、両派ともピール法案の通過の成功を側面から援助するという協力的存在でしかなかった。従って、論争は確かに同盟に結集したブルジョア(急進派)対地主間でも行なわれはしたが、むしろピール派対保護貿易派、つまり地主対地主間のものである。そこで、以下この二派について検討する。

穀物法撤廃の政治過程(東田)

の行動をめぐり「公的義務としての私の誠実な観念」(*Speeches*, III, p. 802, 24 Aug. 1841)に基きかせていたことである。こうした態度が陣笠議員には傲慢とみえたのである。N. Gash, op. cit., pp. 148-150. は、ゴールの保守主義の實踐の中でそれを理解しえない陣笠議員との間に分裂が生じ、次第に党が解体してゆくことを考へてゐる。著者はむしろこういふ点の方が重要と考へる。なぜ、Gash は、撤廃をピールの保守主義の産物であると主張してゐるが、むしろ、筆者もこれに異論はない。しかし、筆者の問題関心は、その点よりも、むしろ「は」が「は」を知つた点である。

- ⑫ 半國「前掲書」二二七頁。Parker, Peel, III, pp. 147-148. To the Queen, 19 Mar. 1844.
- ⑬ ゴールは、大部分の農業議員が、一部は同盟への敵意の故に、一部はゴードマンの感情をよみて政府に反対したことを、*ibid.*, p. 148.
- ⑭ R. Stewart, op. cit., pp. 16-17.
- ⑮ 政府案の詳細は、W. Page, op. cit., p. 149.
- ⑯ N. McCord, op. cit., p. 194.
- ⑰ *ibid.*
- ⑱ R. Stewart, op. cit., p. 22.
- ⑲ *Speeches*, IV, p. 493. 11 Apr. 1845.
- ⑳ R. Stewart, op. cit., pp. 22-32.
- ㉑ *ibid.*, pp. 16-17, 55; N. Gash, op. cit., p. 152.

ピール派から始めよう。ピールは、一月二七日の提案で、穀物法撤廃を関税改革の一環として位置づけ、それと関連させて撤廃の説明を行なつた。その具体的内容は、(一)製造業製品・粗製品についての関税の軽減・撤廃、(二)穀物法の三年後の事実上の撤廃、この間、軽減された税率の穀物法の存続、(三)三年後に保護を放棄することになる農業者に利益となる諸提案(定任法の改革、地方税の軽減、国家による農業改良の援助(排水ローン)等)を行なうこと、以上の三点である(L. 89-106)。この提案は、以下の諸点によつて理由づけられ正当化された。(一)自由貿易は原理的に正しい。これに対し、保護制度は「理論的にも原理的にも難点」がある。(二)農業の特別扱いにはもはや不可能。製造業者に保護の放棄を要求した以上、農業者にもそれを要求するのは当然である。(三)四二年以来の関税軽減政策の成功(L. 88-94, 27 Jan.)。 (四)食料供給の問題。アイルランド飢饉は人々に穀物法問題を考えさせる機会を提供した限りでのみ、ピール法案の「直接的原因」なのであつて、これのみではこの時撤廃は必ずしも必要でなかつた。ところが、今述べている(一)の理由で穀物法はもはや維持しえないから、今撤廃しておくのがよいのである。では食料の問題での撤廃の原因は何かというと、全ヨーロッパ的飢饉状況の中で「安価と豊富」を必要とする英国がモデル的な価格を実現するために穀物の供給源を拡大する必要があることである(L. 99-100, 27 Jan., II. 211-212, 216, 27 Mar., 242, 4 May.)。 (五)四二年以来続いた繁栄が四五年十月頃から悪化しはじめたこと。(六)世論の変化。製造業のマス

ーと職人は、以前には有力でなかった撤廃が公共の利益であるという共通の確信をもっている（I. 109-110, 27 Jan.）。そして、我が国の政府は、事実上土地所有者が独占しているので、「世論の大勢」に反対しては安全ではありえない（Graham, II, 188, 27 Mar.）。⁽⁴⁾ 農業の繁栄は工業に依存する。「私はかつて農業の繁栄は製造業の繁栄と織り交ぜられており、穀物法よりもむしろそれにより多く依存するといった。……あなたがたが製造業の繁栄の永久的な基礎を置くことが農業者のためになると私は信じる」（II, 245, 4 May.）。

(5)、「世界の工業」たる英国にとって自由貿易こそ相応しいものである。「鉄と石炭、製造業の力は、工業での激しい競争において、すべてのライバルに対して我々に有利さを与えている。我々の資本はライバルが運用しうるものをずっと超えている。発明の才、技術、エネルギーにおいて我々は誰にも劣っていない。我が国は「生産物の自由な交換によって利益を得る国々の中のトップ」の座を占めてくる（I. 345, 16 Feb.）。⁽⁶⁾ 撤廃は農業に大きな被害を与えることはない。撤廃しても農産物価格が大きく下落することはなく、またハイ・フー・リーディングの導入によって外国の競争に対抗しうる（I. 102, 121, 27 Jan.）。

では、この提案の結果はどうなるのか。ピールはいう。「私の確固たる信念は、あなたがたは今の保護を放棄することによって、それを維持するよりもずっと貴族の正当な影響力と権威を増加するであろうということである」と（II, 244, 4 May.）。要するに、撤廃は体制の維持強化を意図したものであった。

は、この提案は「結局必ずなされねばならない適応」なのだから「現在のタイミングを利用するのが賢明」なのだと説いていた（I. 111, 27 Jan.）。これで撤廃はピールの先取りのな彼のヴィジョンの完成・公然化を企図したものだということが論証しえたであろう。そこで、今度は「工業立国下地主支配」について説明する必要がある。

まず「工業立国」についていえば、それは穀物法の闘争が農工の産業部門間の闘争をその基底に置いており、そのいずれを政治的指導者が選択するかという問題であったので、工業を選択した方の国民経済像を意味するものとして用いられている。要するに、ピールは、農業部門の優勢を示すシンボルでもあった穀物法を放棄することによって事実上そうであった（穀物法以外では）工業立国体制を公然化、つまり工業部門が国民経済の中核であることを明白にしたのである。従ってここでは、農業部門は第二義的・従属的地位に押し下げられたといえる。こうして、工業部門の要求する自由貿易がほぼ確立し、「世界の工場」たるに相応しいものとなった。

こうした体制の上で地主支配を行おうというのがつまり「工業立国下地主支配」である。であるから、撤廃は、闘争の社会的要因としての政治的シンボル＝穀物法の除去というような単なる政治的マヌーバの役割のみ担っていたのではなかった。つまり、ピールは基本的に工業部門の要求に応える方向において地主支配の維持を企図したのである。この点、もう少し説明しておこう。ハーバートはいう。「私は我々の国家構造が現在以上に民主主義的になるのを望

以上のようなピールの穀物法撤廃を、筆者は四二年以来もっていたと考えられる一つのヴィジョンの完成・公然化を意図したものと考えたのである。そして、そのヴィジョンとは「工業立国下地主支配」とでも呼ぶべきものである。四二年において、すでにほぼこのような時代認識をもつに至っていたことについては述べた。そして、ピールがその年の彼の諸提案が不十分でなお一層の改革の必要のあること、また穀物法撤廃の可能性をも認めていたことも指摘しておいた。更に、食料供給についても、四二年の穀物法改正の時点で、そのソースの拡大の必要を考えていたのである。であるとすれば、撤廃は、まさしくアイルランド飢饉を絶好のチャンスとして、ピールが彼に既存のヴィジョンの完成・公然化を企図したものであるのではなからうか。こういふからには、もちろんこれはピールによる事態を先取する状況への対応と考えられているのであり、決して何らかの緊急事態によって撤廃に追い込まれたというようなものではない。それは、四五年末のピール提案に対する閣僚の反応によっても明らかであったが、同盟の活動は安い食料と繁栄の中で四五年の始めにはむしろ沈滞していたのであり、事態の緊急さはアイルランドのみであったが、これが撤廃の原因でなかったことはすでにみた。こうした点について、ピールは幾多の困難はあるが「あなたがたがこの法を続けることは可能であった」と思うが、「比較的平静なこの時期にこの問題についての最終的な解決策を提案することによって起りうる激しい論議を未然に防ぐことがすべての階級にとってためになる」のだと述べ（II, 410-411, 11 May.）、更に

んでいるのではない。大衆がそれがより民主的になることを願っているとは考えられない」。しかし「我が国の社会構成にこの五〇年間に起った大きな諸変化、製造業の力が巨大になった」ことに注目しなければならぬ。「それは我々の社会における永久的な要素となってきた。それは巨富を所有し、大量の雇用を提供」しており、「国家の諸利点のわけ前」の十分な資格がある（II, 186-187, 9 Feb.）。前述(6)の現状認識を政治的レベルに言い換えたかくの如き現状認識に立って、ピール派は世論に従わねばならないと主張したのであり、またこれこそが「一定の社会的状態の中で、土地貴族の合法的影響力と権威を維持する最も効果的な方法」（Peel, II, 244, 4 May.）だったのである。そうすることによって、事実上地主階級が独占する議会が「平等で正義であることを大衆に印象づける」（II, 417, 15 May.）ことになり、大衆は「国家構造がより民主的になることを願」わないのである。いうならば、ピール派は、従来からの国家構造を維持しておくために、彼らも是認しうるものであるかぎり、世論をできるだけ吸収し、政府はポピュラーな政策を遂行しなければならぬと考え、そうすればその変革を防ぎうるという確信をもっていただといえよう。とはいえ、世論に従えば体制が維持されるとは限らない。これは、いうまでもなく政治権力闘争である。撤廃は先取りの対応でなければならなかった。そうでなければ、撤廃が政治的マヌーバの一面を持つことなどありえなかつたであろう。撤廃が先取りの行われたので、地主階級がインシアティブを取ることができ、それを前述(6)のような見通しの中で行いえたの

であり、同盟の要求Ⅱ「即時」撤廃をけり、三年後の撤廃にしえたとし、何よりも撤廃を議会の中で地主階級の手によって行いえたのである。いかに工業部門の要請があったとはいえ、そして非農業的収入も増加しつつあったとはいえ、なお基本的には農業的収入に依存していた地主階級が農業に大打撃を与えるであろうという見通しの中では撤廃は不可能であつただろう。また、人民によって政策が決定されるという事態も避けばならなかった。

では、これに反駁する側の保護貿易派の主張はいかなるものであつたか。当然、彼らの主張にはその結成の事情が反映されていた。「一つの偉大で重要なインタレストの代表」たる「農業諸州の議員」(J. Walsh, I. 162, 9 Feb.)としての彼らの主張は、撤廃が地主、フアーマー、労働者に大きな被害をもたらし、更に農業改良、あるいはハイ・ファージングは農業保護の下でのみ可能かつ利益のあるものであり、またこの保護制度の下で商工業も繁栄してきたのだから、今これを変更する根拠はないというものであつた。

こうした農業保護擁護論は、後述の如き政治的主張によつても正当化されるのだが、ここでもその前史、保守党の分裂がその中に反映されていた。例えばホープ A. J. B. Hope は、撤廃が政経両面にわたる革命だと主張しつつ「一八四六年の法案は、奇妙で異質的な大量の諸立法、メイマース問題、アイルランド大学、そして四一年議会の政治生命を構成した他の諸法案への最後を飾るおあつらえむきのポイントとなつた」(I. 167-169, 9 Feb.)と述べ、明らかに四六年以前からピールの諸法案に不満があつたことを示した。

とも確かに重要ではあるが、(やはり)それに依存しているのである」(Ibid.)という主張にまで至り、ピール派とは正反対の国民経済像を描くことになり、ピール派を「この国をもはや農業国でないようにしよう」と最善」をつくし、「この国が製造業者の巨大な容器に変わるべきである」と考えていると非難することにもなる (Worcester, II. 385, 15 May.)。

要するに、彼らは旧来からの農業保護正当化論をくり返していたのだが、それは結局、経済的にも、政治的にも撤廃は許容しうるものでないという絶対的現状肯定論であつた。彼らのウィジョンは、ピール派のそれと対比した時、「農業立国下地主支配」とでも呼べよう。このウィジョンでは、また地主階級の支配と工業インタレストの増進とは非和解的なものとみなされる。例えば、後の首相スタンレーは、五年になつてなお次のようなことを述べていた。「戦われねばならない国家構造についての真の闘争は、立法権力における優勢が土地とそれに関係した人々によるか、あるいは製造業インタレストによるかである」^①。

結論的にいえば、ピール派は、同盟等の勢力とその背後の商工業者の力量をリアルに認識し、体制維持という観点から工業を国民経済の中核として積極的に認めようとしたのに対し、保護貿易派は、反同盟の圧力を受けるなかで、同じ観点から農業を国民経済の中核として認めつつけようとしたわけで、従つて穀物法をめぐる闘争は農工の産業部門間の闘争を背景とし、地主とブルジョアの権力闘争を根底に置きつつ、地主間で体制維持の方法をめぐつて争われたも

さて、保護貿易派の政治的論議は「もしこの法案に反対しなければ、王座の基礎を揺るがし、教会を破壊し、我々の政治体制を危陥に落し入れるであろう」(Richmond, II. 468, 25 May) という調子のものであつたが、その本音は、クローカーの次のような考え方であつた。「穀物の価格や賃銀率」の問題は「単なる偶然」であり、「本質はランディッド・ジェントリーの存在である。それなしにはいかなる代表制政府も存続しえない。民主制と専制との間のいかなる確固たる手段もない」^②。つまり、撤廃が農業に大きな被害を与えなかつたにしても、なお撤廃そのものに反対しなければならなかつたのである。そして、このような論議においては、ピール派とは異なり、当然穀物法は英国の国家構造の一部をなすものとみなされる。ディズレイリはいふ。「我々にはただ単に二つの部門（農工）のバランスを維持するのみではなく、農業部門に優越を与えるべき特別な理由がある。イングランドは土地に基づく国家構造をもっているからである」と (I. 445, 20 Feb.)。かくの如き国家構造は、彼らにとつて完全無欠なものであつた。ステュアート Stuart は、先のグレイアムの論議に、「下院は王国のすべての階級を公正に代表しているというのがあらゆる健全な政治家の意見である。もしそうでないとしたら、選挙法改正はどうなつてしまつたのか」と反駁し、更に従うべきような世論は存在しないと主張した (II. 187-190, 27 Mar.)。

こうして、結局彼らの穀物法擁護論は、「ランディッド・インタレストと農業の繁栄は我が国の繁栄の基礎である。商工業インタレストであつたといえよう。

議会では、保護貿易派は解散を要求したが、ピールはこれを拒否し、撤廃法案は、下院では五月十五日、上院では、ここで強力な影響力をもつていたウェリントン公の働きにより六月二五日、それぞれ多数を得て通過した。撤廃後の、保守党はピール派と保護貿易派とに決定的に分裂してしまつたのだが、このピール派の勝利は保護貿易派の敗北は、ピールにとつては、保護貿易派を困難に落し入れるどころか、むしろ彼らを救うものと観念されていた。ピールは辞職後、ハーディング卿 Ld. Hardings に次のように書き送つた。「国全体への危険を防ぐのみではなく、自からを保守派とも保護貿易派とも呼んでいる豊かな財産を持つてはいるが、ほとんど先をみる目がない一団の人々―彼らの安全の唯一の望みは、彼らの忠言が採用されないことである―に特にさし迫つて危険をも防ぐという苦痛のみ多くの感謝されることのない仕事から解放されたことを私は神に感謝してゐる」^③。

註① The Battle for Native Industry. The Debate upon the Corn Laws, The Corn Importation and Customs's Duties Bills, and the Other Financial Measures of the Government, in Session 1846. Printed, By Permission, From "Hansard Parliamentary Debate" in Two Volumes. 本書は、四六年における穀物法と関税法案についての論争のすべてを含んでおり、また本書の序文で述べているように「正確さと公平さ」に疑問の余地のないもので、十分資料として使用しうる。

- ② エドモンド・バークの『Memoirs』, II, pp. 175-179. その戦略的役割については F. A. Dreyer, "The Whigs and the Political Crisis of 1845," Eng. H. R., LXXX, 1965, pp. 516-520.
- ③ ピール派は、保護貿易派と同じく、高き地主的構成を示していた。W. O. Aydelotte, op. cit., p. 54.
- ④ この論点こそ、撤廃を関税改革の一環として位置づけられたらふであり、この提案の強みをももつた。cf. N. Gash, *Sir Robert Peel*, p. 565. また、この点で、次の(イ)が撤廃の根拠となつたところを考へれば、「はしがき」で紹介した N. Gordon の主張は肯定しうるものである。
- ⑤ cf. S. Fairlie, "The Nineteenth-Century Corn Law Reconsidered", Eco. H. R., XVIII, 1965, p. 572. ユールの全メモアは、飢饉の認識については *Memoirs*, II, pp. 187-188.
- ⑥ B. Semmel, *The Rise of Free Trade Imperialism*, 1970, p. 149. は「ユールは自由貿易を世界の工場としての英国の地位にとして不可欠のものとみなした」といふ。筆者はこれを肯定する。
- ⑦ ハイ・フアミニングは、外国の競争への対抗手段＝自由貿易の時代における農業繁栄の手段(ピール自身、ハイ・フアマーの一人)であった。撤廃には、「工業立国下地主支配」の完成・公認という事態での農業政策の転換という意味もあつたとする。D. C. Moore は「ハイ・フアミンティングをやや積極的

結語

以上分析してきた政治過程の実態に照らせば、「はしがき」で述べた(イ)の説明はそれなりの重要性をもちうるが、いずれも決定的説明とはいひ難い。穀物法の撤廃の実現は、(イ)と(ロ)もその中で矛盾なく共存しうる、ピール派の「工業立国下地主支配」というウィジョンの完成・公然化という説明が最も説得的だといえよう。

ピールは、撤廃には成功したが、アイルランド暴乱法では敗北し、辞職においだまれた。しかし、そのヴィジョンは勝利したのである。次のウィッグの政府は、ピール派に支えられつつこれをもちろん支持したし、五二年にはダービー卿(スタンレー)を首相として保護貿易派が政権を取つたものの、一時的なもので直ちに敗北した。この時の通信大臣ハードウィック伯 E. of Hardwicke は、「保守党に關してはそのゲームは終りである。……今や権力と優勢は貿易・金融・製造業階級の手に入り、依存している」ことを認め、また国務大臣ウォルポール S. H. Walpole は「我々はきわめて困難な立場におかれた。我々は国が是認した自由貿易の原理に基づいて行動しなければならぬ」と述べた。かくて、ここにピールのヴィジョンは最終的に勝利し、ピール派であった次のアバディーン卿の内閣に受け継がれていく。そして、保護貿易派(保守党)は一八七〇年代まで実質上政権から遠ざかり、万年野党に甘んじることになる。

註① *Croker Papers*, III, pp. 260-261. To Croker, 30 Dec. 1852.
 ② *ibid.*, p. 262. To Croker, 13 Jan. 1853.

(〒338 広島市南観音町三一一一三七 京崎方)

- 註③ 例として E. of Ripon, II, 457, 25 May.
- ⑩ *Croker Papers*, III, p. 237. To Croker, 22 Mar.
- ⑪ 彼は、上院が下院と異なる決定を下せば、上院の存在を危くし、更に国家の危機となることについてこの法案を賛成する理由を説いた。N. Gash, *Reaction and Reconstruction*, p. 54; R. Stewart, op. cit., p. 69; W. D. Jones & F. B. Erickson, op. cit., pp. 36-44.
- ⑫ Parker, *Peel*, III, p. 472, 24 Sept. 1846.
- ⑬ 例として E. of Ripon, II, 457, 25 May.
- ⑭ *Croker Papers*, III, p. 13. To Lord Brougham, 19 Feb. 1843.
- ⑮ ユール派は、穀物法は国家構造の一部ではなかつたと主張した。例として E. of Ripon, II, 457, 25 May.
- ⑯ *Croker Papers*, III, p. 237. To Croker, 22 Mar.
- ⑰ 彼は、上院が下院と異なる決定を下せば、上院の存在を危くし、更に国家の危機となることについてこの法案を賛成する理由を説いた。N. Gash, *Reaction and Reconstruction*, p. 54; R. Stewart, op. cit., p. 69; W. D. Jones & F. B. Erickson, op. cit., pp. 36-44.
- ⑱ Parker, *Peel*, III, p. 472, 24 Sept. 1846.
- ⑲ 例として E. of Ripon, II, 457, 25 May.
- ⑳ *Croker Papers*, III, p. 237. To Croker, 22 Mar.
- ㉑ 彼は、上院が下院と異なる決定を下せば、上院の存在を危くし、更に国家の危機となることについてこの法案を賛成する理由を説いた。N. Gash, *Reaction and Reconstruction*, p. 54; R. Stewart, op. cit., p. 69; W. D. Jones & F. B. Erickson, op. cit., pp. 36-44.
- ㉒ Parker, *Peel*, III, p. 472, 24 Sept. 1846.

一九七六年度

広島史学研究会大会予告

- 一、日時 十月三十日(土)・三十一日(日)
- 一、場所 広島大学(広島市東千田町)
- 一、日程 十月三十日(土)
 - 総会・シンポジウム・懇親会を予定
 - 十月三十一日(日)
 - 部会発表(日本史・東洋史・西洋史・地理・考古・社会科教育)
- 一、部会発表をご希望の方は、左記事項をお含みのうえお申し込み下さい。
- (イ) 発表題目、レジュメ(四百字以内)は八月末日までに本会に必着のこと。
- (ロ) 内容要旨には必ず発表題目・住所・氏名・職業(勤務先)をお書き添え下さい。
- (ハ) 内容要旨は後日、本誌に公表させていただきますのでご了承ください。

広島史学研究会